個別避難支援プラン策定マニュアル

平成２５年５月

（令和４年１１月一部改訂）

さ い た ま 市　防災課

目　次

第１章　　総　則

１　個別避難支援プランとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　個別避難支援プラン作成の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　計画の法改正等に伴う作成努力義務化について・・・・・・・・・・・・・・・・・１
４　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
５　計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
６　個別避難支援プラン作成対象者の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２～３

第２章　避難支援体制

１　市の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
２　個別避難支援プランの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　避難支援者の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３章　情報伝達等

１　避難に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　情報伝達等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）　情報伝達手段
（２）　情報伝達ルート
（３）　避難行動要支援者マップの作成
（４）　情報伝達責任者

第４章　個別避難支援プラン（個別計画）の進め方

１　作成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
２　個別避難支援プラン作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３　検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　守秘義務の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
５　個別避難支援プラン更新・管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
６　支援の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

【参考】
個別避難支援プラン・個別計画書（様式）
個別避難支援プラン・個別計画書（記載例）

第１章　総則

１　個別避難支援プランとは

災害対策基本法第４９条の１４に規定がされている個別避難計画を指すものである。さいたま市においては「個別避難支援プラン」と呼称しており、さいたま市地域防災計画においては「個別に避難先、避難経路、手段、避難支援等関係者等をまとめた」ものと定めている。

２　個別避難支援プラン作成の目的

近年、頻繁に発生している集中豪雨や令和元年東日本台風などの風水害、東北地方太平洋沖地震をはじめとする熊本地震などの大規模な地震発生により全国各地で大きな災害が発生しており、中でも高齢者や障害者といった避難行動要支援者の方が被災されるケースが多く見受けられる。

このような災害から要支援者の方々を円滑かつ迅速に避難させることができるよう本市における基本的な考え方・進め方等を明らかにし、「自助」「共助」「公助」の中の自助・共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全を確保することを目的とする。

３　計画の法改正等に伴う作成努力義務化について

令和３年５月に災害対策基本法の改正が行われ、個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成の努力義務化がされた。

第４９条の１４

市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難 行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行 動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

また、令和３年５月に改訂された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」においては、優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標についての記載が盛り込まれるなど、計画策定推進にかかる方向性が示された。

４　計画の位置づけ

個別避難支援プランは、さいたま市地域防災計画で定めている在宅の避難行動要支援者の安全対策における、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

５　計画の構成

避難行動要支援者支援ガイドラインとは、避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応等を定めた要支援者支援に関する全体計画であり、個別避難支援プランについて具体化したものが本マニュアルとなっている。

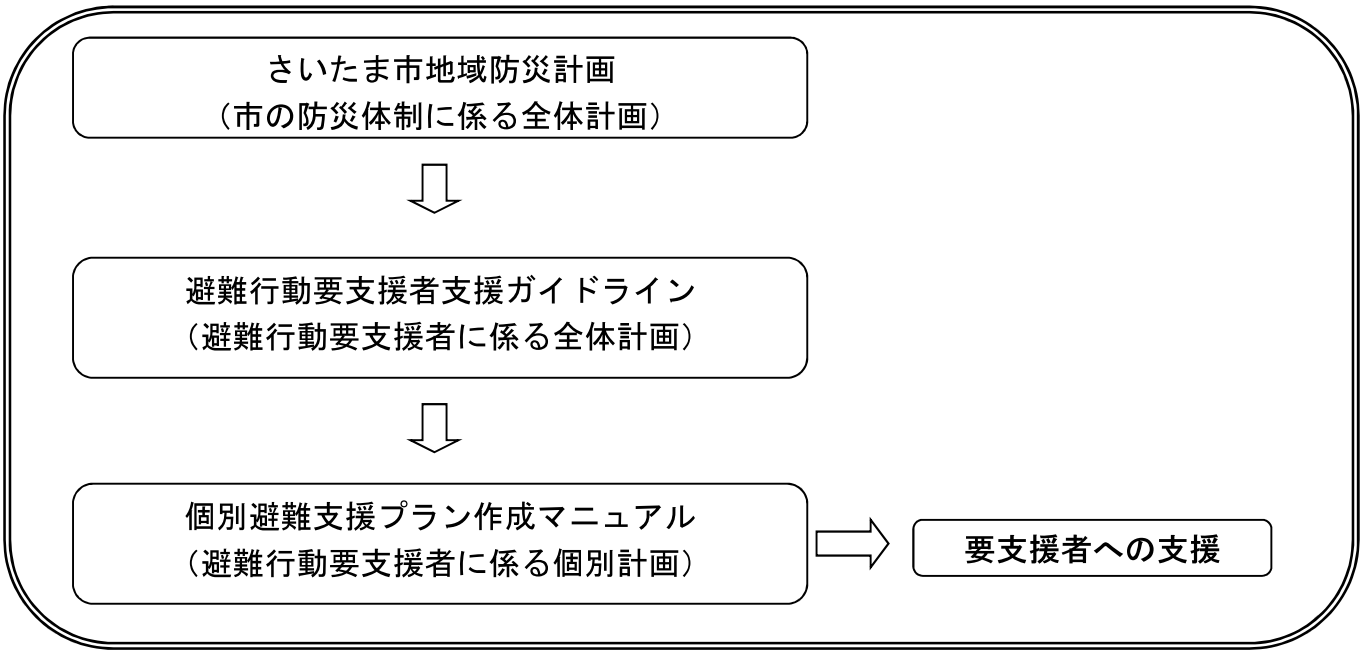

６　個別避難支援プラン作成対象者の考え方

個別避難支援プラン作成には、その対象となる避難行動要支援者を特定することが重要となり、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなどの一連の行動をとることが困難な者とする。

本市における個別避難支援プラン作成の対象者は、支援すべき要支援者の優先度を検討し、避難行動要支援者名簿における要介助者を重点的・優先的に進めるものとする。

避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿には「**全体用名簿**」と「**事前提供用名簿**」の２種類があります。「**全体用名簿**」は掲載要件に該当するすべての方を掲載しており、平常時には市で保管し、災害時には消防や警察、市社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、民生・児童委員などの避難支援等関係者に提供することになります。「**事前提供用名簿**」は、全体用名簿のうち、平常時から自主防災組織、自治会、民生・児童委員の方々に提供することに同意した方を掲載した名簿です。

区分	名簿に掲載する者の範囲	
高齢者（６５歳以上）	単身高齢者世帯又は高齢者のみ世帯で、介護保険の要支援・要介護認定者（軽度者）	要支援１，２ 要介護１
	介護保険の要介護認定者（中・重度者）	要介護２～５
障害者	①障害支援区分認定者	
	②視覚障害者	１級・２級
	③聴覚障害者	２級・３級
	④身体障害者（肢体不自由）	１級・２級
	⑤身体障害者（内部障害）	１級
	⑥知的障害者	Ⓐ・Ａ・Ｂ
	⑦精神障害者	１級・２級
	⑧身体・知的障害児	
	⑨特別障害者手当受給者	

※災害時に支援が必要で、名簿への掲載が必要と認められる場合や自ら名簿への掲載を希望する場合は、上記に限らず掲載することができます。

※在宅の方が対象です。

第２章　避難支援体制

１　市の推進体制

市は、下記のような災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置する。

	平常時	災害時
位置づけ	庁内横断的なプロジェクトチームとして設置	災害対策本部における保健福祉部内に設置
構成	危機管理部防災課 保健福祉部	さいたま市災害対策本部 福祉第１班（高齢福祉課、いきいき長寿推進課、介護保険課） 福祉第２班（障害政策課、障害支援課）
業務内容	・　要支援者情報の収集及び共有化 ・　個別避難支援プラン作成マニュアル作成・改訂 ・　要支援者参加型の防災訓練の計画・実施 ・　広報・啓発	・　高齢者等避難の伝達業務 ・　安否確認、避難状況の把握 ・　区災害対策本部・避難所担当班との連携・情報共有
連携体制	個別避難支援プランの作成にあたり、自主防災組織、自治会、民生・児童委員との調整	区、避難所担当職員等との連携

２　個別避難支援プランの作成

個別避難支援プランの作成に当たっては、自主防災組織や自治会の実際に避難支援に携わる関係者が民生・児童委員の助言を基に、要支援者本人から日常の生活状況や避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法について検討し、作成する。

３　避難支援者の決定

避難支援者の選出にあたっては、避難行動要支援者本人の意向を尊重しつつ原則として２名程度選出する。

なお、避難行動要支援者本人に対し、「避難支援者については、任意の協力によるものであり、避難支援者本人が、不在や被災により、支援が困難となる場合も想定されること」を十分に周知することとする。

第３章　情報伝達等

１　避難に関する情報

災害発生時または災害が発生するおそれがある場合は、市は高齢者等避難（警戒レベル３）や避難指示（警戒レベル４）を発令することとしている。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

警戒レベル	状況	避難情報等	住民が取るべき行動
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険があります。直ちに安全確保して下さい。 例）緊急安全確保
～～～～～～～～～～～～～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～～～～～～～～～～～～～			
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難してください。 例）立退き避難又は屋内安全確保
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難してください。 例）高齢者及び障害のある人等、及び支援者の避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報など（気象庁が発表）	自らの避難行動を確認してください。 例）ハザードマップ等により災害リスクを確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁が発表）	災害への心構えを高めてください。 例）防災気象情報等の最新情報に注意する

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、 また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、 自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、 避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

２　情報伝達等

（１）情報伝達手段

災害時の情報伝達については、防災行政無線、広報車、ホームページ等により避難情報の伝達を行うこととする。

情報の伝達手段については、避難行動要支援者個々の身体的な状況等に応じ、次のように多様な手段を講じて伝達を行うこととする。

【伝達手段例】

・防災行政無線、広報車、電話、個別訪問（視覚障害者）

・ホームページ、テレビ放送、緊急速報メール、紙面など（聴覚障害者）

（２）情報伝達ルート

避難準備情報については、避難行動要支援者一人ひとりに情報が確実に伝達できるように個別避難支援プランにおいて避難行動要支援者及び避難支援者に対して確実に情報伝達する体制を整備するものとし、不在時を想定し、複数のルートを定める。

緊急の場合や適切な情報伝達がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、高齢者等避難（警戒レベル３）を伝達する。

（３）避難行動要支援者マップの作成

災害時における要支援者の支援を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて、自主防災組織又は自治会、民生・児童委員と協力して各地域において避難行動要支援者マップを作成し、変更等があった場合には、随時更新する。

（４）情報伝達責任者

要配慮者関連施設に関しては、情報伝達責任者を避難行動要支援者支援班とし、高齢者等避難や避難指示等の情報を各施設に伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

第４章　個別避難支援プラン（個別計画）の進め方

１　作成の推進

災害が発生し又は発生するおそれが高まった場合に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ的確に実施するためには、避難などについて特に周囲の支援を必要とする避難行動要支援者一人ひとりにおいて、誰が誰を担任し、どこの避難所に誘導するかを事前に定めておく必要がある。

２　個別避難支援プラン作成

避難行動要支援者名簿に掲載されている方の中でも、家族による支援が受けられる人や自力で避難できる人もいるため、個別避難支援プランの作成は、対象者を絞り、本人の意向を尊重するとともに、特に人の支援がなければ避難できない人を優先（下記表：優先順位１）として、作成を行う。

【個別避難支援プラン作成優先度目安】

優先順位	対象者の条件	支援方法
1	寝たきりなどで自力では動けない人（要介助）	担架、リヤカー、車椅子などを使って避難誘導を行う。
2	・自力で動けるが、足腰に不安がある人 ・避難判断に不安がある人	見守り程度の避難誘導を行う。
3	自力で動けるが、一人暮らしの人	安否確認を行い、必要に応じて避難誘導を行う。

個別避難支援プランの作成のため避難行動要支援者を訪問する際は、事前に電話等で訪問日時を決め、必要に応じて、家族や要支援者と顔見知りの方に立ち会っていただく。

また、聴覚障害のある方を訪問する際は、必要に応じて手話通訳者を同行させるなど、要支援者とのコミュニケーションが円滑に進むよう努める。

【手話通訳者派遣　申し込み先】

さいたま市社会福祉協議会　地域福祉課

電話　　０４８（８２３）９５５６、９５５８

ＦＡＸ　０４８（８２３）９５５５

３　検討体制

個別避難支援プランの作成にあたっては、市は自主防災組織連絡協議会、自治会連合会、民生・児童委員の代表で構成する「さいたま市避難行動要支援者活用方法等に係る検討会」にて関係団体及び関係部局の意見に基づき、次のような事項を検討する。

【検討事項（例）】

・ 避難行動要支援者の基準見直し（高齢者・障害者）
・ モデル地区の指定や地域の状況に見合った作成方法
・ 避難支援者の定め方（避難行動要支援者本人と避難支援者、自主防災組織（自治会）、民生委員児童委員での話し合い方法）
・ 作成した個別避難支援プランの更新　　など

４　守秘義務の確保

個別避難支援プランは、避難行動要支援者本人、その家族及び市の必要最小限の関係所管課のほか、避難支援者として、避難行動要支援者が同意した者に対し、情報共有することとする。

なお、個人情報が多く含まれているため、個人情報の保護に関して十分に留意するよう周知を徹底する。

５　個別避難支援プランの更新・管理

災害時における迅速かつ適切な避難を行うため、本人等から内容変更の申し出があった場合には、常に最新の情報となるよう避難支援者の協力を得て、更新を行う。

更新時期については、年１回、各地域で見直しを図り、避難支援者に変更が生じる場合には、要支援者本人に伝えるものとする。

また、管理にあたっては、施錠付の保管庫等に保管し、他人の目に触れないよう情報管理に十分注意する。

６　支援の方法

支援者は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合には、個別避難支援プランに基づき、要支援者宅に訪問し、安否確認を行うとともに、避難する必要がある場合には、あらかじめ定めた避難所に避難させるものとする。

また、寝たきり等で、避難させることが困難な場合には、区役所高齢介護課・支援課に連絡を行い、移送の協力を求める。